

1 改正消費者関連法に基づく条例施行規則の改正内容について

消費者関連法の規定	本市の該当条例・規則 (条例20条及び規則別表(第2条関係))	
	改正前	改正後
(1) 恋愛感情等に 乗じた人間関係 の濫用(消費者 契約法第4条第 3項第6号)	規則別表(第2条関係)(1) ソ 恋愛感情の利用(消費者 の恋愛感情を利用する ことをいう。)	規則別表(第2条関係)(1) タ <u>好意の感情</u> の利用(消費者の恋愛感情 <u>その他の好意の感情</u> を利用することを いう。)
		(改正の趣旨) 恋愛に限らず、先輩・後輩の関係などを 含む、好意の感情にも対応するように改正。
<事例> 日頃、同じ寮で生活し、同じサークルに所属する同郷の先輩から、簡単にもうかる投資システムがあるという話を持ち掛けられ「その投資をするためには、DVDを購入する必要があるが、すぐに元が取れてもうかる。」などと勧誘された。その際に、先輩から「DVDを買ってこないなら、今までのように親しくはできない。」と言われ、DVDを購入してしまった。		
(2) 加齢等による 判断力の低下の 不当な利用(消 費者契約法第 4条第3項第7号)	規則別表(第2条関係)(1) ネ 判断力の不足への無配 慮(認知症その他の事情に よる消費者の判断力の 不足に配慮しないことを いう。)	規則別表(第2条関係)(1) ノ 判断力の <u>不足等への無配慮等</u> (加齢、 <u>心身の故障</u> その他の事情による消費者の 判断力の不足又は低下について、 <u>配慮 せず、又は不当に利用する</u> ことをいう。)
		(改正の趣旨) 判断力不足を不当に利用する「つけ込み 型」勧誘にも対応するように改正。
<事例> 物忘れが激しくなるなど、加齢により判断力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ「投資用マンションを持っていないければ、定期収入がないため、今のような生活を送ることは困難である。」と告げて、当該消費者に高額マンションを購入させた。		
(3) 靈感等による 知見を用いた告 知(消費者契約 法第4条第3項 第8号)	規則別表(第2条関係)(1) ナ 心理的不安の惹起(消費 者の生命、財産、運命等の 不安をあおるほか、消費者 を心理的に不安な状態に 陥れるような言動又は 表示を行うことをいう。)	規則別表(第2条関係)(1) ニ <u>心理的不安の惹起(消費者の生命、 身体、財産、運命、願望等の不安(靈感 その他の合理的に実証することが困難な 特別な能力による知見として、当該消費 者の親族の生命、身体、財産、運命、願望 等の事項について、そのままでは現在 生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利 益を回避することができないとの不安を 含む。))</u> をあおるほか、消費者を心理的に 不安な状態に陥れるような言動又は表示 を行うことをいう。)
		(改正の趣旨) 靈感など合理的に実証することが困難な 方法で勧誘を行った場合もカバーされてい ることが分かるように改正。

<事例>

「私は霊能力者であり、あなたの霊が見える。あなたには悪霊がとりついており、このままではあなたの両親が重大な病気になる。壺を買えば悪霊が取り除ける。」と言われ、壺代として100万円を支払った。

(4) 契約締結前に債務の内容を実施等（消費者契約法第4条第3項第10号）

規定なし

**【新設】**

規則別表（第2条関係）（1）  
ホ 損失の補償の請求（消費者が契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、事業者が契約の締結を目指して実施した事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び当該事業活動により生じた損失の補償を当該消費者に請求する旨を告げることをいう。）

（改正の趣旨）

事業者による損失を消費者に請求することを規制するように新設。

<事例>

保険の見直しをしようと思い、近所のファミレスにファイナンシャルプランナーを派遣してもらった。ファミレスで3回会って食事しながら説明を受けた。食事代は事業者が支払った。提示された保険の見積額が高いので4回目の面会時に契約を断ると「契約しないなら、これまでの飲食代を支払え」と言われた。

(5) 重要事項の範囲（消費者契約法第4条第5項）

規定なし

**【新設】**

規則別表（第2条関係）（1）  
キ 商品等の必要性の虚偽告知（消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために、商品等が通常必要であると判断される事情について、虚偽の事実を告げることをいう。）

（改正の趣旨）

消費者にとってその商品、サービスが必要であると虚偽の説明を受けた場合に規制するように新設。

<事例>

事実反して「このままだと二、三年後には必ず肌がボロボロになるので、この化粧品が必要」と言われ、化粧品を購入した。

(6) 消費者の解除権を放棄させる条項等（消費者契約法第8条の2）

規定なし

**【新設】**

規則別表（第2条関係）（2）  
エ 消費者の解除権の放棄等（事業者の債務不履行により消費者に生じた解除権を放棄させ、又は事業者が消費者の解除権の有無を決定する権限を付与することをいう。）

（改正の趣旨）

消費者が契約を解除できる権利を一切放棄させる条項を契約書等に記載することを規制するように新設。

<事例>

携帯電話端末の購入契約等において「契約後のキャンセル、返品、返金、交換は一切できません」とする契約条項\*や「お客様は、本サービス上にて行った注文に関して、注文番号が発行された後は、弊社に過失があると弊社が認める場合を除き注文のキャンセルはできないものとします」とする契約条項が記載されている。

※ ただし、事業者が債務不履行があったとき、又は商品等に瑕疵があったときには消費者が契約を解除することができる旨が別途記載されている場合は「不適正な取引行為」に該当しない場合がある

(7) 消費者の後見等を理由とする解除条項（消費者契約法第8条の3）

規定なし

**【新設】**

規則別表（第2条関係）（2）

オ 消費者が後見開始等の審判を受けたことのみを理由とする契約の解除（消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由として、事業者が契約の解除権を付与することをいう。）

（改正の趣旨）

消費者が後見開始等の審判を受けた際に、事業者が一方向的に契約を解除できる旨の条項を契約書等に記載することを規制するように新設。

<事例>

アパートの賃貸借契約において、契約書に「賃借人が後見開始等の審判を受けたときは、賃貸人は直ちに契約を解除することができる」と記載されている。

## 2 その他規定整備

本市の該当条例・規則 (条例20条及び規則別表(第2条関係))	
改正前	改正後
<p>規則別表(第2条関係)(1)</p> <p>エ 商品の内容等の重要事項の虚偽告知(商品等の内容又は取引の内容、条件若しくは仕組み(以下「商品の内容等」という。))に関する重要な事項について、虚偽の事実を告げることをいう。)</p> <p>オ 商品の内容等の誇大説明(商品の内容等について、実際のものよりも著しく優良又は有利であると誤信させるような説明をすることをいう。)</p> <p>カ 商品の内容等の不利益事実の不告知(商品の内容等に関する重要な事項について、消費者にとって不利益となる事実を告げないことをいう。)</p>	<p>規則別表(第2条関係)(1)</p> <p>エ <u>商品等の内容等</u>の重要事項の虚偽告知(商品等の内容又は取引の内容、条件若しくは仕組み(以下「<u>商品等の内容等</u>」という。))に関する重要な事項について、虚偽の事実を告げることをいう。)</p> <p>オ <u>商品等の内容等</u>の誇大説明(<u>商品等の内容等</u>について、実際のものよりも著しく優良又は有利であると誤信させるような説明をすることをいう。)</p> <p>カ <u>商品等の内容等</u>の不利益事実の不告知(<u>商品等の内容等</u>に関する重要な事項について、消費者にとって不利益となる事実を告げないことをいう。)</p>
<p>規則別表(第2条関係)(1)</p> <p>ス 呼出しによる執ような勧誘等(電話、電子メールその他の通信手段を用いて、消費者を営業所その他の場所に呼び出し、当該消費者を執ように勧誘し、欺き、又は威迫することをいう。)</p>	<p>規則別表(第2条関係)(1)</p> <p>セ <u>呼出し等</u>による執ような勧誘等(電話、郵便、特定商取引に関する法律施行規則第11条の2第1号から第3号までに規定する<u>電磁的方法</u>その他の通信手段を用いて、消費者を営業所その他の場所に呼び出し、<u>又は消費者から電話を掛けさせ</u>、当該消費者を執ように勧誘し、欺き、又は威迫することをいう。)</p>
<p>規則別表(第2条関係)(1)</p> <p>ヌ 次々契約(消費者がその意に反して契約を締結した後、当該契約を締結した事業者又は他の事業者が、当該消費者に対し、<u>新たな契約の締結の勧誘</u>を執ように行うことをいう。)</p>	<p>規則別表(第2条関係)(1)</p> <p>ネ 次々契約(<u>消費者が契約を締結した後</u>、当該契約を締結した事業者又は他の事業者が、当該消費者に対し、<u>当該消費者の意に反して新たな契約の締結の勧誘</u>を執ように行うことをいう。)</p>
<p>規則別表(第2条関係)(1)</p> <p>ヘ アからフまでに掲げる手段に準じる手段</p>	<p>規則別表(第2条関係)(1)</p> <p>マ アから<u>ホ</u>までに掲げる手段に準じる手段</p>
<p>規則別表(第2条関係)(2)</p> <p>セ アから<u>ス</u>までに準じる手段</p>	<p>規則別表(第2条関係)(2)</p> <p>タ アから<u>ソ</u>までに準じる手段</p>